

「学校の教師が法律専門家に求めるものは何か

－学校現場の経験から－

松本 榮次（神戸大学大学院法学研究科）

リーガルプロフェッションが学校に行って法教育の授業が行われている。司法書士や弁護士等リーガルプロフェッションが学校から招かれて、特別講師として授業を行っている場合が多いが、学校の教師からみると、教師は何を法律専門家に求めているのか？

筆者は、2018年3月まで小学校教諭として学校現場において様々な学習指導を行ってきた。小学校では、すべての教科を教えることとなっているからである。

学校現場では、総合的な学習の時間等が導入されてから、様々な特別講師を招いて授業が行われることも多くなった。その中には、法教育の授業が行われ、法律専門家に来ていただくこともあった。筆者が在籍した学校では、福岡県司法書士会をはじめ全国の司法書士の方々や大学の先生にも来ていただき、いろいろな法教育の授業をしていただいた。

リーガルプロフェッションの方に来ていただく場合に、教師は何を法律専門家に求めているのだろうと考えることがあった。校長やさまざまな教師と話し合っていく中で、いくつかの視点がでてきた。主に次の4つである。

- ① 本物に出会うこと
- ② キャリア教育としての職業性
- ③ 法的思考の重要性
- ④ ルールの大切さ

しかし、教師がリーガルプロフェッションに求めているものを考えるときには、現在の教育が求めているもの・教育がおかれている現状についても考えねばならない。児童・生徒がおかれている現状についても見つめる必要がある。その上で、リーガルプロフェッションが教育現場で法教育を行う必要性について考えてみたい。

本発表は、2017年12月に行われた福岡県司法書士会で行われた講演をもとにして、以後筆者が考えていることを付け加えたものである。

発表の中では、福岡県司法書士会が作成した紙芝居教材「解釈のちから」についての具体的な法教育アレンジの視点からの発表も行った。

法教育教材ができあがると、それを利用して学習指導をすることが多いが、実際に学校現場に行く場合には、1つだけの指導だけでなく、様々な視点を持つておくことが大切になる。そのことがより教材を深く理解することになるし、また児童・生徒への柔軟な学習指導が可能となる。

また、1回だけの指導ではなく、続けて学校現場で指導したり、毎年学校によばれたりすることもあるだろう。多くの指導できる教材を持つことも大事になるし、また、一つの教材をより深く研究しておくことも必要になると考える。

本発表では、まず、「学校の教師からみると、教師は何を法律専門家に求めているのか？」について、教育の現状をもとにして発表し、その後、具体的な法教育教材「解釈のちから」についてアレンジの視点から考えていきたい。